

高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金のご案内

高知県では、南海トラフ地震対策として、従業員の命を守るとともに地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度を設けていますので、ご活用ください。

1 対象者

県内で製造業を営む中小企業者であって、BCPを策定している者

2 対象事業

①耐震診断 ②耐震設計(建替設計を含む)

3 対象建築物

事務所・工場などで昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

○お問い合わせ 高知県商工労働部商工政策課事業推進担当 ☎088-823-9692

4 補助率/補助限度額

- ①耐震診断：3分の2以内/133万3,000円
- ②耐震設計：3分の2以内/200万円

5 補助要件

耐震診断および耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会などの評定を受け、適切と評価を受けることなど

農業委員会事務局

☎43118888

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為には、法律によりその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査したのちに許可することで、不必要な転用を防いでいます。
住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。これに違反した場合は、県の原状回復命令のほか、罰金などの罰則を課せられることになります。
また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元の農業委員、農地利用最適化推進委員、もしくは左記までご相談ください。

◆農地転用には許可申請が必要です
田や畠といった農地は、農業者にとって生活の基盤であり、また、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

農業委員会だより



区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃借・売買を行う場合 (事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畠に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出したうえで、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畠)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

〈申請から許可までの流れ〉

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、農地法第3条、農地形状変更、非農地証明は当日の農業委員会で可否の判断をします。

また、転用の農地法第4条および第5条申請は、当日の農業委員会で可決した場合、意見を附して県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、転用の可否を判断します。

農業委員と 農地最適化推進委員の業務

毎月7日前後に開催される農業委員会において、前ページ表の案件がある担当地区の農業委員および農地利用最適化推進委員は、当事者から直接聞き取りなどの調査を行い、議案審議や農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動により農地利用の集積・集約化に取り組みます。

また、日々担当地区の農地パトロールを行い、違反転用や不法投棄などの調査や耕作放棄地の解消に努めるなど、所有者に対して耕作指導および利用権設定の推進を行います。そのほかに「全国農業新聞」購読者の普及活動および「農業者年金」の加入推進を行います。

農業委員会予定日

※ 大會議室	・時間 ・場所	12月5日のみ、佐賀支所3階	3月5日(木)	5月9日(木)	7月4日(木)	9月5日(木)	11月7日(木)	1月8日(水)	2月6日(木)



小谷 健児
☎55-7243
市野瀬・佐賀橋川
・拳ノ川



野坂 賢思
☎55-7055
川奥・荷稻
・中ノ川



藤田 清子
☎55-2289
不破原・市野々川
・小黒ノ川



藤原 忍
☎55-3848
伊与喜・藤繩
・熊井



浜口 佳史
☎55-2509
佐賀・白浜・鈴
・熊野浦



山中 譲
☎44-1311
灘・伊田・有井川



金子 孝子
☎44-1580
上川口・蟻川



○伊芸 精一
☎43-2544
浮津・鞭・口湊川
・奥湊川



松本 昌子
☎43-2797
加持本村・大屋敷
・本谷・大井川



敷地 智也 (新)
☎43-3364
小川・田村・早咲



酒井 幸男 (新)
☎43-2488
浜の宮・町・万行
・錦野・入野本村・芝



福留 康弘
☎43-1476
馬荷・御坊畑
・大方橋川



ハジィフ 泉 (新)
☎43-0246
上田の口・緑野
・下田の口



○吉尾 好市
☎43-1271
田野浦・出口



大石 正幸 (推)
☎55-7447
市野瀬～小黒ノ川



弘瀬 正彦 (推)
☎55-2650
伊与喜～鈴



平野 幸敏 (推)
☎44-1917
灘～蟻川



宮川 建作 (推)
☎43-3657
浮津～大井川



小橋 誠一 (新・推)
☎43-1674
小川～芝



尾崎 澄夫 (推)
☎43-4377
馬荷～下田の口



福井 正一 (推)
☎43-3796
田野浦・出口